

昭和四十六年政令第二百一十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

内閣は、海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（常温において液体でない物質）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。

一 アンモニア

二 液化石油ガス

三 液化メタンガス

四 エチレン

五 塩化ビニル

六 塩素

七 酸化エチレン

八 窒素

九 二酸化炭素

十 ブタジエン

十一 プチレン

十二 前各号に掲げるもののほか、次のイ又はロのいずれかに該当する物質

イ 温度三十七・八度において蒸気圧が〇・二メガパスカルを超えるもの

ロ 臨界温度が三十七・八度未満であるもの

（海洋環境の保全の見地から有害である物質）

第一条の二 法第三条第三号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害である物質は、別表第一のとおりとする。

（海洋環境の保全の見地から有害でない物質）

第一条の三 法第三条第四号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、別表第一の二のとおりとする。

（有害水バラストの要件）

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。

二 当該水バラストに含まれる最小径十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方センチメートル当たり十個以上であること。

三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の国土交通省令・環境省令で定める細菌の数が

国土交通省令・環境省令で定める基準に該当するものであること。

（オゾン層破壊物質）

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

（大気を汚染する物質）

第一条の六 法第三条第六号の四の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物質（同号に規定する揮発性有機化合物質をいう。）とする。

（海洋施設）

第一条の七 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

一 人を収容することができる構造を有する工作物

二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物

2 油、有害液体物質並びに法第十条第二項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十八条の四の規定並びに法第十八条の五第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十一条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関しては、同項ただし書の附属施設を含む。）は、海洋施設でないものとする。

（危険物）

第一条の八 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であること。

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び第二条に

おいて単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

四 ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を稼働させながら排出すること。

2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。

3 第一項の規定にかかわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認め、国土交通大臣が指定するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認め、国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準）

第一条の十 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出（次項に規定する水バラストの排出を除く。）に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 バラスト航海のための当該タンカーへの水バラストの積込みの開始時から当該タンカーに積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載されていた貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットル以下であること。

三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、水氷を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分点、南緯十度三十五分東経百四十二度五十五分点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分点、南緯十度四十分東経百四十五度の点、南緯十度四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十四度の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度十五分点の点を順次結んだ線をいう。以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（別表第一の五に掲げる海域を除く。）において排出すること。

四 当該タンカーの航行中に排出すること。

五 海面より上の位置から排出すること。ただし、貨物油を含む水バラスト等（国土交通省令で定めるものを除く。）であつて油水分離したものを、国土交通省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水分離面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。

六 水バラスト等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を稼働させながら排出すること。

2 法第四条第三項に規定するタンカーの国土交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物艙からの貨物油を含む水バラストの排出に係る排出基準は、海面より上の位置から排出することとする。ただし、国土交通省令で定める方法により排出する場合は、この方法に限定しない。

(油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)は、南極海域とする。

第一条の十一 法第五条の第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

第一条の十二 法第九条の第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の六の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

2 法第九条の第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

(船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質)

第一条の十三 法第九条の第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の六第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

(第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送)

第一条の十四 法第九条の第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国(法第九条の第二項に規定する第一議定書締約国をいう。以下同じ。)のいづれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水(領海法の一部を改正する法律(平成八年法律第七十三号)による改正後の領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十六第二号において同じ。)を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十五 法第九条の第六項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合においては、海洋環境の保全の見地から、第一議定書(法第九条の第二項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。)に規

定するX類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一第一号に掲げるX類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するZ類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第三号に掲げるZ類物質等とみなす。

第一条の十六 法第九条の第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないことと合意をした第一議定書締約国のいづれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものであること。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第一条の十七 法第九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(船舶内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭乗人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭乗人員(最大搭乗人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭乗人員。以下同じ。)とする。

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十人(南極海域にある船舶にあつては、四百トン又は十人)

二 国際航海に従事しない船舶 百人(南極海域にある船舶にあつては、十人)

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからふん尿等については、海面下に排出することができる。

4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該

ふん尿等が速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)から離れて行うよう努めなければならない。

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の上二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前条第四項の規定は、別表第二の上二上欄に掲げる廃棄物の同表中欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第二の上二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準(南極海域(海洋施設等周辺海域を除く。))又は北極海域(同表備考第三号に規定する北極海域をいう。)に係るものに限る。)に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)」とあるのは、「海域」と読み替へるものとする。

(船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 ばら積み貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後には貨物倉に残留するもの(国土交通省令で定める物質を含むものを除く。)

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

三 生鮮魚及びその一部(漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。)

四 汚水(その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。)

2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

4 別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の同表中欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合において、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

6 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準(南極海域又は北極海域に係るものに限る。)に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、水棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)」とあるのは、「海域」と読み替へるものとする。

(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)

第五条 廃棄物(次項各号に掲げるものを除く。)を法第十条第二項第四号に規定する場所(以下「埋立場所等」という。)に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適合し

るものを除く。)

ないものに限る。以下「特定水底土砂」という。及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたものうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）、以下の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのもの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ（一）に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、同号イ（一）に規定する廃容器包装及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合において、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等における他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二 前号の規定により排出する場合以外の場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等における他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合には、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態（液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、その全てを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。）にして排出すること。

四 油性廃棄物（ピッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ポリ塩化ビフェ

ニル等（廃棄物処理令第二条の第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等という。以下同じ。）及びポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物という。以下同じ。）を除く。第三項の表第二号において同じ。）を排出する場合においては、熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ熱しやく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号ハ及び同条第三号ニに規定する廃棄物を排出する場合においては同号ハ、ト及びブの規定の例により、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号レに規定する廃棄物を排出する場合においては同号カ、ヨ及びレの規定の例により排出すること。

六 廃棄物処理令第三条第二号へに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号トの規定により処理した状態にして排出すること。

七 廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条第一項第三号カの規定により処理した状態にして排出すること。

八 廃棄物処理令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第二号ト（二）本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号チの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条第一項第二号ニ（二）本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

十 廃棄物処理令第二条の第五号リ（六）、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第二条の第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（五）若しくは同号ソ若しくは第六号の五第一項第三号イ（五）若しくは同号ナに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合には、当該部品を除去し、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理令第二条の第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）及びポリ塩化ビフェニル処理物を排出する場合には、当該廃棄物処理令第六条の五第一項第三号チからヌまでの規定により処理した状態にして排出すること。

十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は第二条の第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物（廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。）又は感染性産業廃棄物（廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）（廃棄物処理法第二条第四項

第二号に規定する廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号フに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五 感染性産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ツに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十六 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の第五号トに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ワの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

十七 廃酸又は廃アルカリで廃棄物処理令別表第五の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた廃酸又は廃アルカリにあつては、同表の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた廃酸又は廃アルカリでそれぞれ同表の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十八 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等として同項に規定する必要な措置が講じられている埋立場所等に排出する場合には、当該埋立場所等の護岸その他の施設に設けられている余水吐きから同項各号に掲げる廃棄物及びその水質が環境省令で定める基準に適合しない海水が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

十九 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合には、法第十條第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設を

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

二百

二百一

二百二

二百三

二百四

二百五

二百六

二百七

二百八

二百九

三百

三百一

三百二

三百三

三百四

三百五

三百六

三百七

三百八

三百九

四百

四百一

四百二

四百三

四百四

四百五

四百六

四百七

四百八

四百九

五百

五百一

五百二

五百三

五百四

五百五

五百六

五百七

五百八

五百九

六百

六百一

六百二

六百三

六百四

六百五

六百六

六百七

六百八

六百九

七百

七百一

七百二

七百三

七百四

七百五

七百六

七百七

七百八

七百九

八百

八百一

八百二

八百三

八百四

八百五

八百六

八百七

八百八

八百九

九百

九百一

九百二

九百三

九百四

九百五

九百六

九百七

九百八

九百九

一千

一千一

一千二

一千三

一千四

一千五

一千六

一千七

一千八

一千九

二千

二千一

二千二

二千三

二千四

二千五

二千六

二千七

二千八

二千九

二千一〇

二千一一

二千一二

二千一三

二千一四

二千一五

二千一六

二千一七

二千一八

二千一九

二千二〇

二千二一

二千二二

二千二三

二千二四

二千二五

二千二六

二千二七

二千二八

二千二九

二千三〇

二千三一

二千三二

二千三三

二千三四

二千三五

二千三六

二千三七

二千三八

二千三九

二千四〇

二千四一

二千四二

二千四三

二千四四

二千四五

二千四六

二千四七

二千四八

3

の他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と遮断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出することとする。

この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一 廃棄物処理令第六條第一項第三号ハ（一）、（三）及び（五）並びに第六條の五第一項第三号イ（一）、（三）及び（五）に掲げる廃棄物

二 廃棄物処理令第六條第一項第三号ハ（二）及び（四）並びに第六條の五第一項第三号イ（二）、（四）及び（七）に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六條第一項第三号タ及び第六條の五第一項第三号ソに規定する廃棄物

四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで、第二十四号及び第三十三号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

五 廃棄物処理令別表第三の三第三号から第七号まで及び第二十三号に掲げる物質を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十條第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

廃棄物	排出方法に関する基準
一 前項第二号に掲げる廃棄物（同項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに同項第四号及び第五号に掲げる水底土砂	一 水面又は水中に排出する廃棄物（同項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）の一層の厚さは一メートル以下とし、かつ、一層ごとにその表面を当該廃棄物以外の土砂で五センチメートル（当該土砂の上に当該廃棄物を排出しない場合にあつては、一メートル）以上覆う方法により排出すること。 二 当該廃棄物が第一項第十一号に規定する廃棄物である場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。
二 廃棄物処理令第六條第一項第三号ハト以下の状態にして排出すること。	熱しやく減量十五パーセント以下（第一項第三号イ（四）に掲げる廃棄物のうち油性廃棄物であるもの（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。））
三 廃棄物処理令第六條第一項第三号ハセント以下の状態にして排出すること。	熱しやく減量十五パーセント以下（第一項第三号イ（四）及び第六條の五第一項第三号イ（四）に掲げる廃棄物のうち有機性のもの（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。））
四 前項第三号に掲げる廃棄物	当該廃棄物を環境大臣が定めるところにより固化して排出すること。
五 前項第三号に掲げる廃棄物	前項第三号に掲げる廃棄物を環境大臣が定めるところにより固化して排出すること。

一 第一項第一号に掲げる基準に適合している場合においても、埋立場所等に設けられている廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからでる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講ずること。

二 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう必要な措置を講ずること。

三 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

（海域において排出することのできる水底土砂の基準）

第六條 法第十條第二項第五号ロの政令で定める基準は、水底土砂が、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

一 特定水底土砂

二 指定水底土砂

三 前条第二項第四号に規定する水底土砂

四 前条第二項第五号に規定する水底土砂（本邦周辺海域）

第七條 法第十條第二項第七号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線（その線が中間線（領海及び接続水域に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）の内側の海域とする。

（船舶発生廃棄物）

第八條 法第十條の三第一項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物

二 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物（船舶の通常の活動に伴い生じた油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外の油等を焼却したもの、生鮮魚及びその一部、汚水並びに水底土砂を除く。）

第九條 法第十七條第二項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

排出基準	海域
一 次のイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ 主として公海において積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。 ロ 特定船舶（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶以外の船舶のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼす影響が小さいものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）からの有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。	公海
二 次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ 当該有害水バラストが排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。 ロ 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国（法第十七條第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）との間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積み込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の内水、領海若しくは排他的経済水域において行われる有害水バラストの排出であること。 ハ 特定船舶からの有害水バラストの排出であつて、前号下欄ロに規定する措置が講じられているものであること。	公海以外
（二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラストの排出）	公海以外
第九條の二 法第十七條第二項第四号の政令で定める要件は、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意をした有害水バラストの積み込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることとする。	公海以外

他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるものとする。ただし、第六号に掲げるものにあつては、同条第二項本文の国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却する場合を除く。

一 ばら積み液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したものであるもの

二 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの

三 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)

四 ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したものであるもの

五 船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物

六 ポリ塩化ビニル(漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。)

第十二条の二 法第十九条の三十五の四第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれを行わなければならない。

第十二条の三 法第十九条の三十五の四第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域又は外国の港の区域のいずれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することとする。

第十三条 削除

第十四条 削除

第十五条 (海洋施設内において生ずる不要な油等) 法第十九条の三十五の四第五項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請の手続)

第十五条の三 法第四十一条の二の規定により海上保安庁長官が必要な措置を講ずることを要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

一 要請する事由

二 排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の状況

三 その他参考となるべき事項

二 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないう場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

三 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(特定外国船舶)

第十五条の四 法第四十一条の二第二号の政令で定める外国船舶は、次に掲げる外国船舶以外の外国船舶とする。

一 本邦の大陸棚における天然資源の探査及び開発並びに本邦の大陸棚の掘削に従事している外国船舶

二 本邦の各港間のみを航行する外国船舶

三 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶(本邦の排他的経済水域にあるものに限る。)及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物(本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。)が積載されていた外国船舶

(費用の範囲)

第十五条の五 法第四十一条の三第一項及び第四十二条の十六第二項の政令で定める範囲の費用は、当該措置のため特に必要となつた人件費、船舶運航費、機械器具費、消耗品費その他の費用とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請の手続)

第十五条の三 法第四十一条の二の規定により海上保安庁長官が必要な措置を講ずることを要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

一 要請する事由

二 排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の状況

三 その他参考となるべき事項

二 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないう場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

三 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(特定外国船舶)

第十五条の四 法第四十一条の二第二号の政令で定める外国船舶は、次に掲げる外国船舶以外の外国船舶とする。

一 本邦の大陸棚における天然資源の探査及び開発並びに本邦の大陸棚の掘削に従事している外国船舶

二 本邦の各港間のみを航行する外国船舶

三 船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶(本邦の排他的経済水域にあるものに限る。)及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物(本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。)が積載されていた外国船舶

(費用の範囲)

第十五条の五 法第四十一条の三第一項及び第四十二条の十六第二項の政令で定める範囲の費用は、当該措置のため特に必要となつた人件費、船舶運航費、機械器具費、消耗品費その他の費用とする。

(海洋施設廃棄の許可等に関する読替え)

第十六条 法第四十三條の四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十條の六第六項	第一項	廃棄物	海洋施設
第十條の六第六項	第二項	同条第二項	
第十條の六第六項	第一項	廃棄物の排出	海洋施設の廃棄
第十條の六第六項及び第七項	第一項	前条第一項	第四十三條の二第一項
第十條の七項	第一項	第十條の十項	第四十三條の四において準用する第十條の十一項
第十條の八第八項	第一項	第十條の六第四十三條の二第一項	
第十條の九第九項	第一項	第十條の六第四十三條の二第一項	
第十條の十第十項	第一項	第十條の六第四十三條の二第一項	
第十條の十第十項	第三項	第十條の六第四十三條の三並びに第七項	第四十三條の四において準用する第十條の七及び第七項まで、第十條の七及び第十條の八第二項
第十條の十第十項	第四項	第十條の六第四十三條の二第一項	

第十條の十一項

第十條の六第四十三條の二第一項

廃棄物

海洋施設

前条第一項

第四十三條の四において準用する前条第一項

第十條の七第四十三條の四において準用する第十條の七第一号又は第十條の七第一号又は第三号

第十七条 削除

(排他的経済水域等における適用関係)

第十七條の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第一項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸棚における第二議定書締結国(法第十九條の十七第一項に規定する第二議定書締結国をいう。)(船舶から放出される排出ガスによる大気汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一條の十(表第一号中「無機酸」とあるのは「第二議定書(法第十九條の十七第一項に規定する第二議定書をいう。))」によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための國際條約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同條約附屬書VI(以下「條約附屬書VI」という。))第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廢化學物質であつて、第二議定書締結國(法第十九條の十七第一項に規定する第二議定書締結國をいう。)(船舶(排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用關係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)第一条に規定する特定外國船舶であるものに限る。以下「第二議定書締結國特定船舶」という。))が国籍を有する國の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの(以下「特定無機酸等」という。))と、同表第二号及び第十一條の十一中「無機酸」とあるのは「特定無機酸等」と、第十二條第三号中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)」とあるのは「條約附屬書VI第十六

設置するものから、当該クリーンバラスタタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスタ中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラスタを海洋汚染等防止令第一条の十二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラスタを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の十二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の十の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみ航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艙の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

附則（昭和六〇年一〇月二九日政令第二八五号）
この政令は、昭和六十一年一月七日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三一日政令第三三六号）
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附則（昭和六二年四月三日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年七月一九日政令第二三〇号）抄
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第七号に定める日（昭和六十三年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成元年四月四日政令第一〇三号）
この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成元年九月一日政令第二五〇号）
この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成二年四月二日政令第九九号）（施行期日）
この政令は、平成二年十月十三日から施行する。

1 この政令は、平成二年十月十三日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行の際現に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定により査定されている物質のうち改正後の別表第一第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ、第四号イ若しくはハ又は別表第一の二（第八十九号を除く。）に掲げる物質に該当するものについては、その査定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）にその効力を失う。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年六月一九日政令第一六七号）
この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附則（平成二年二月一八日政令第三五六号）
この政令は、平成三年二月十八日から施行する。

附則（平成三年二月一〇日政令第三六五号）抄
この政令は、平成四年三月十七日から施行する。

附則（平成四年六月二六日政令第二一八号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年七月二日政令第二四二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年十二月三日政令第三八五号）抄
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。

附則（平成六年二月九日政令第二二〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月二〇日政令第二〇二号）
この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月五日）から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成五年二月二四日政令第二二二号）抄
この政令は、平成五年七月六日から施行する。

1 この政令は、平成五年七月六日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行の日前に建造された船舶であつて、この政令の施行の際現にこの政令による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄のロ又は同表第二号の排出方法に関する基準の欄のロのビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置（以下この項において「旧装置」という。）を設置しているものからのこの政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第一条の六第一項の一般海域におけるビルジその他の油の排出であつて旧装置を動作させながら行うものに係る同項の排出基準は、同項の規定にかかわらず、平成十年七月五日までの間は、なお従前の例による。ただし、当該船舶が新令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置（以下この項において「旧装置」という。）を設置しているものについては、この限りでない。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年七月二日政令第二四二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年十二月三日政令第三八五号）抄
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附則（平成六年二月九日政令第二二〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年六月二〇日政令第二〇二号）
この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月五日）から施行する。

附則（平成八年七月五日政令第二〇六号）抄
この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附則（平成九年六月二〇日政令第二〇二号）
この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月五日）から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に、第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第四第七号上欄に掲げる廃棄物であつて同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第十四条に規定する油等以外のものの焼却の用に供している要焼却確認廃棄物焼却設備（船舶に設置しているものに限る。）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十七第一項及び第十九条の三十一第一項の規定は、適用しない。

3 この政令（附則第一項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成六年九月二六日政令第三〇六号）抄
この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年七月一四日政令第二九〇号）
この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年六月二六日政令第一九二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年七月五日政令第二〇六号）抄
この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附則（平成八年七月五日政令第二〇六号）抄
この政令は、領海法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附則（平成九年六月二〇日政令第二〇二号）
この政令は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第七十八号）附則第一条第二号に定める日（平成九年七月五日）から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月二〇日政令第四九六号）
この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年九月二九日政令第二九三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条から附則第四条まで及び附則第七条の規定並びに附則第二十条中国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）附則第五条の四を同令附則第五条の五とし、同令附則第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に二条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十六年十一月一日）から施行する。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）
第二条 改正法附則第二条第四項及び改正法附則第十二条第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九号ノ四第一項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用）
第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

（特定オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置が禁止される日）
第五条 改正法附則第九条第一項の政令で定める日は、令和元年十二月三十一日とする。

（特定オゾン層破壊物質）
第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定めるオゾン層破壊物質は、この政令による改正後の

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（附則第八条において「新令」という。）別表第一の三第二十一号から第五十四号までに掲げる物質とする。
（権限の委任）
第七条 改正法附則の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属せられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。
（経過措置）
第八条 この政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新令第十一条の六第二項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。

附則（平成一六年九月二九日政令第二九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）の施行の日（平成十六年十月二十七日）から施行する。ただし、第三条第十二号ロの改正規定、第三条第一号から第三号までの改正規定、第四条の二第二号の改正規定、第六条第一項第一号から第三号までの改正規定並びに第六条の五第一項第一号及び第二号の改正規定並びに次条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一一八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月一〇日政令第二〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年六月二二日政令第二一九号）
この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

附則（平成一八年七月二六日政令第二五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一〇月二二日政令第三二八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の九第一号ロ及びハの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶からの新令別表第一第三号に掲げるZ類物質等の排出については、適用しない。

第三条 施行日前に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（次条において「法」という。）第九条の六第三項の規定により査定されている物質に係る当該査定（次条第二項の規定による査定を除く。）は、施行日にその効力を失う。

第四条 この政令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一又は別表第一の二に掲げる物質のうち、新令別表第一及び別表第一の二に掲げられていないものを施行日以後船舶により輸送しようとする者は、施行日前においても、法第九条の六第二項の規定による届出をすることができる。

2 環境大臣は、前項の届出があったときは、施行日前においても、同項の届出に係る物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うことができる。この場合において、当該査定は、施行日にその効力を生ずる。

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一月一日政令第三四八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第十一条の六及び第十一条の七第一項の改正規定、別表第二の二の改正規定並び

に次項の規定は、平成十八年十一月二十二日から施行する。
（経過措置）
2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第十一条の十第一項の表第二号に掲げる海域についての同条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」とする。

（罰則に関する経過措置）
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一月二二日政令第三六二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月二八日政令第七二号）
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年五月三〇日政令第一七三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年九月七日政令第二八二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二日政令第二一六号）
この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一八日政令第二八八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年十二月五日政令第三七〇号）
この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年四月八日政令第一九号）

この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則（平成二十二年五月一九日政令第一三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年五月二十日）から施行する。

（揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の有効期間に関する経過措置）

第二条 改正法附則第二条第二項の規定により国土交通大臣が揮発性物質放出防止措置手引書に係る同項に規定する相当証書を交付する場合において、当該相当証書の交付を受ける船舶が現在有効な大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書であつて旧法第十九条の三十六の表に規定する大気汚染防止検査対象設備に係るものをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けているときは、改正法附則第二条第三項の規定により改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなされる当該相当証書の有効期間は、同条第二項の規定にかかわらず、当該船舶が交付を受けている大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書の有効期間の満了の日までとする。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第三条 改正法附則第二条第四項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（外国船級協会の事務所等における検査に要する費用）

第四条 改正法附則第二条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令

（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。

（権限の委任）

第五条 改正法附則第二条第一項及び第二項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置）

第六条 次に掲げる原動機（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十一条の七の表第一号に規定する特定用途原動機に該当するものを除く。）に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から平成二十二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三 平成二十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十三年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるところを含む。）

附則（平成二十三年四月六日政令第九七号）

この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。

附則（平成二十三年七月一日政令第二〇七号）

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附則（平成二十三年一月二日政令第三七三号）

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則（平成二十四年六月二九日政令第一七九号）

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月二日政令第二九七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年一月二三日政令第一二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。

附則（平成二十五年六月二日政令第一七四号）

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二十五年一月二九日政令第三二四号）

この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則（平成二十五年二月二七日政令第三七二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 全ての国の領海の基線（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

二 前号に掲げる水域以外の水域のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ その周辺に前号に掲げる水域が存在しない水域であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国の領海等（内水、領海又は排他的経済水域をいう。以下同じ。）において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

ロ 船舶バラスト水規制管理条約締約国（改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が指定する水域

（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）

第三条 改正法附則第二条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件とする。

一 特定水バラスト交換（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この条において同じ。）を行うための有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいう。以下この条において同じ。） 次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

特定水バラスト交換要件

一 前号に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。

イ 船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼

に掲

第一条

イ 船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼

に掲

第一条

イ 船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼

に掲

第一条

イ 船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼

に掲

事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属せられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

附則（平成二十七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年八月一二日政令第二九五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三 平成二十七年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十八年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 平成二十八年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

附則（平成二十七年十一月一日政令第三七六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。ただし、第二条第十二号イ、第三条第三号、第四条の二第二号ロ、第六条第一項第一号から第三号まで及び第六号の五第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定（同条第五号リ（一）を「同条第五号ヌ（一）」に改める部分及び

「第二条の四第五号チ（6）」を「第二条の四第五号リ（6）」に改める部分を除く。）並びに第七号、第七条の二及び第七条の三第三号イの改正規定並びに次条及び附則第四号の規定並びに附則第五号の規定（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第五条第一項第十号の改正規定及び同項第十六号の改正規定（第二条の四第五号へ）を「第二条の四第五号ト」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月九日政令第五七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三〇日政令第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日政令第三八三号）

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十九年八月一八日政令第二二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年四月二六日政令第一六三号）

（施行期日）

1 この政令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、第十一条の十の表第二号の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、令和三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二の規定にかかわらず、同年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月二五日政令第二〇八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（第二号において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

附則（令和二年八月一三日政令第二四五号）

（施行期日）

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第一条の二関係）

一 X類物質等

イ X類物質

- (1) アクリル酸デシル
- (2) アジピン酸ジノルマルヘキシル
- (3) アセトクロール
- (4) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限り。）
- (5) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）
- (6) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (7) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）
- (8) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限り。）
- (9) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）
- (10) ウンデシルアルコール

- (11) 一ーウンデセン
- (12) エトキシ化タローアミン（濃度が九五重量パーセントを超えるものに限り。）
- (13) エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- (14) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）
- (15) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）
- (16) オレイルアミン
- (17) オレフィン（炭素数が五から十五までのもの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むもの）に限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）
- (18) アルファオレフィン（炭素数が六から十八までのもの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むもの）に限る。）
- (19) 海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）
- (20) 掘削用ブライン（塩化亜鉛を含むものに限る。）
- (21) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）
- (22) クロトンアルデヒド
- (23) 航空用アルキレート（炭素数が八のバラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）
- (24) コールタール
- (25) コールタールピッチ
- (26) 一・五・九ーシクロドデカトリエン
- (27) シクロヘプタン

- (28) 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (29) ジイソプロピルベンゼン
- (30) ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物
- (31) 一・三―ジクロロプロペン
- (32) ジクロロベンゼン
- (33) 二・六―ジターシャリブチルフェノール
- (34) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）
- (35) 自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）
- (36) ジニトロトルエン
- (37) ジフェニル
- (38) ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物
- (39) ジフェニルエーテル
- (40) ジフェニルエーテル及びビフェニルフェニルエーテルの混合物
- (41) 多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。）
- (42) 炭化水素ワックス
- (43) テトラメチルベンゼン
- (44) テレピン油
- (45) デカン酸（ネオデカン酸を除く。）
- (46) デシルオキシテトラヒドロチオフェン―一・一―ジオキシド
- (47) デセン
- (48) トリエチルベンゼン
- (49) 一・二・三―トリクロロベンゼン
- (50) 一・二・四―トリクロロベンゼン
- (51) トリメチルベンゼン
- (52) ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド

- (53) ドデシルフェノール
- (54) ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液
- (55) ドデセン（一―ドデセンを除く。）
- (56) ナフタレン
- (57) ノニルフェノール
- (58) ノルマルオクタメルカプタン
- (59) ノルマルドデカンメルカプタン
- (60) 廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のもの）の混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）
- (61) 白燐（黄燐を含む。）
- (62) パイン油
- (63) パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）
- (64) ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂
- (65) ビスフェノールAのジグリシジルエーテル
- (66) アルファピネン
- (67) ベータピネン
- (68) フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）
- (69) フタル酸ジブチル
- (70) フタル酸ブチルベンジル
- (71) ブテンオリゴマー

- (72) プロピレン四量体
- (73) ペンタエチレンヘキサミン
- (74) ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）
- (75) ミルセン
- (76) メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル
- (77) N―メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液
- (78) メチルターシャリペンチルエーテル
- (79) メチルナフタレン
- (80) N―（二―メトキシ―）メチルエチル―二―エチル―六―メチルクロロアセトアニリド
- (81) メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液
- (82) ラウリン酸
- (83) 燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセントを超えるものであつて、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント未満のものに限る。）
- (84) 燐酸トリイソプロピルフェニル
- (85) 燐酸トリキシリル
- (86) 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

- ロ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
- ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
- ニ イ（86）を除く。、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ（86）を除く。、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二（第二十三号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（イ（86）に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ（86）を除く。）、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は同表（第二十三号を除く。）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの
- ホ 化学廃液（イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は第三号イ、ロ若しくはハに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、イからニまで、次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。）
- 二 Y類物質等
- イ Y類物質
 - (1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
 - (2) アクリル酸
 - (3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液
 - (4) アクリル酸エチル
 - (5) アクリル酸二―エチルヘキシル
 - (6) アクリル酸二―ヒドロキシエチル
 - (7) アクリル酸ブチル
 - (8) アクリル酸メチル
 - (9) アクリロニトリル
 - (10) アクリロニトリル及びビスチレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）
 - (11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）
 - (12) アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるもの混合物に限る。）

- (13) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (14) アジピン酸オクチルデシル
- (15) アジピン酸ジイソノニル
- (16) アジピン酸ジニ―エチルヘキシル
- (17) アジピン酸ジトリデシル
- (18) アジピン酸ジメチル
- (19) アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限定する。）
- (20) アセトフェノン及び一フェニルエタノールの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限定する。）
- (21) アセトンシシアノヒドリン
- (22) アニリン
- (23) アマナズナ種子油
- (24) 亜麻仁油
- (25) ニ―アミノイソプロピルアルコール
- (26) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (27) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限定する。）
- (28) アリールアルコール
- (29) 亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (30) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物
- (31) 長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のものでその混合物に限る。）
- (32) アルキルアミン磷酸エステル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (33) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）

- (34) 長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）
- (35) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (36) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (37) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (38) アルキルエステル及びオレフィンの重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (39) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (40) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (41) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレンジグリコール及びホウ砂の混合物（エチレンジグリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (42) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十以上のものでその混合物に限る。）
- (43) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のものでその混合物に限る。）
- (44) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体
- (45) アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (46) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (47) アルキルジフェニルアミン
- (48) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七ま

- でのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (49) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のものでその混合物に限る。）
- (50) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (51) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）とほう酸カルシウムとの複塩
- (52) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）
- (53) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (54) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）
- (55) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物
- (56) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (57) アルキルフェノールポリエトキシライト（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (58) アルキルフェノールポリエトキシライト（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのもの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）
- (59) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもので（トデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のもので混合物に限る。）

- (60) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）
- (61) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液
- (62) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）
- (63) アルキルベンゼンの蒸留残留物
- (64) アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのもの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのもの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (65) アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (66) アルキルポリグリコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (67) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛
- (68) アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエステル
- (69) アンモニウム水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）
- (70) イソアルカン（炭素数が十以上のものでその混合物に限る。）
- (71) イソアルカン（炭素数が十以上のものでその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のものでその混合物に限る。）の混合物
- (72) イソブレン
- (73) イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (74) イソプロピルエーテル

(75)	イソプロピルシクロヘキサノール
(76)	イソホロン
(77)	イソホロンジアミン
(78)	イソホロンジイソシアナート
(79)	イソ酪酸二・二・四トリメチルトリ イソプロトキシペンチル
(80)	イソ酪酸二・二・四トリメチルトリ ヒドロキシペンチル
(81)	イリッペ油
(82)	ウンデカン酸
(83)	エタノールアミン
(84)	エチリデンノルボルネン
(85)	エチルアミン及びその溶液（濃度が七 十二重量パーセント以下のものに限る。）
(86)	エチルシクロヘキサノール
(87)	N-エチルシクロヘキサノールアミン
(88)	エチルトルエン
(89)	ニ-エチルニ-（ヒドロキシメチ ル）プロパンニ-三-ジオールアルキ ルエステル（アルキル基の炭素数が八か ら十までのもの及びその混合物に限る。）
(90)	ニ-エチルニ-三-プロピルアクリロイ ン
(91)	ニ-エチルヘキサノールアミン
(92)	エチルベンゼン
(93)	エチルペンチルケトン
(94)	N-エチルメチルアリルアミン
(95)	エチレン及び酢酸ビニルの共重合体
(96)	エチレンクロロヒドリン
(97)	エチレングリコールジアセタート
(98)	エチレングリコールモノアセタート
(99)	エチレングリコールモノアルキルエー テル
(100)	エチレングリコールモノブチルエーテ ル及び多岐ポリエステルアミドの混合 物（エチレングリコールモノブチルエー テルの濃度が五十八重量パーセントのも のに限る。）

(101)	エチレングリコールモノブチルエーテ ルアセタート
(102)	エチレングリコールモノメチルエーテ ルアセタート
(103)	エチレンシアノヒドリン
(104)	エチレンジアミン
(105)	エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム 塩溶液
(106)	エトキシ化長鎖アルコキシアルキルア ミン（アルキル基の炭素数が十六以上の もの及びその混合物に限る。）
(107)	ニ-エトキシニ-二-ジメチルエタ ン
(108)	三-エトキシプロピオン酸エチル エピクロロヒドリン
(109)	塩化アリル
(110)	塩化アルミニウム及び塩酸の混合物
(111)	塩化第二鉄溶液
(112)	塩化ビニリデン
(113)	塩化ベンジル
(114)	塩化ベンゼンスルホニル
(115)	塩化ベンゼンシクロテトラシロキサノ ン
(116)	オクタメチルシクロテトラシロキサノ ン
(117)	オクタノール
(118)	オクタノールアルコール
(119)	オクタノールアルデヒド
(120)	オクタノール
(121)	オリーブ油
(122)	オレイン酸
(123)	オレイン酸カリウム
(124)	オレフィン（炭素数が五から七まで又 は十三以上のもの及びその混合物に限 る。）
(125)	カカオ脂
(126)	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセ ントを超え七十重量パーセント以下のも のに限る。）
(127)	カシウナツツシエル油（未精製のも のに限る。）

(128)	キシレノール
(129)	キシレノール、クレゾール及びフェ ノールの混合物
(130)	キシレン
(131)	キシレン及びエチルベンゼンの混合物 （エチルベンゼンの濃度が十重量パーセ ント以上のものに限る。）
(132)	吉草酸
(133)	吉草酸及び酪酸ニ-メチルの混合物 （吉草酸の濃度が六十四重量パーセント のものに限る。）
(134)	ギ酸
(135)	ギ酸セシウム溶液
(136)	魚油
(137)	クレゾール
(138)	クレゾールナトリウム塩溶液
(139)	クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセン ト以下のものに限る。）
(140)	クロロスルホン酸
(141)	クロロトルエン
(142)	オルトクロロニトロベンゼン
(143)	クロロヒドリン（粗製のものに限る。）
(144)	ニ-（四-クロロフェニル）-四-四 ジメチルペンタンニ-三-オン
(145)	クロロベンゼン
(146)	クロロホルム
(147)	四-クロロニ-メチルフェノキシ酢 酸ジメチルアミン塩溶液
(148)	グリオキサール溶液（濃度が四十重量 パーセント以下のものに限る。）
(149)	グリオキシール溶液（濃度が五十重量 パーセント以下のものに限る。）
(150)	グリセリンプロポキシラート及びソル ビトールプロポキシラートの混合物（ア ミンの含有量が十重量パーセント以上の ものに限る。）
(151)	グリセリンモノオレイン酸
(152)	グリホサート溶液（界面活性剤を含ま ないものに限る。）

(153)	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十 重量パーセント以下のものに限る。）
(154)	グルタル酸ジメチル
(155)	けい酸ナトリウム溶液
(156)	コールタールナフサソルベント
(157)	こはく酸ジメチル
(158)	米ぬか油
(159)	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）
(160)	魚サイレージ（ギ酸の含有量が四重量 パーセント以下のものに限る。）
(161)	酢酸ニ-エトキシエチル
(162)	酢酸シクロヘキサノール
(163)	酢酸トリデシル
(164)	酢酸ノルマルオクチル
(165)	酢酸ノルマルプロピル
(166)	酢酸ビニル
(167)	酢酸ブチル
(168)	酢酸ヘキシル
(169)	酢酸ヘプチル
(170)	酢酸ベンジル
(171)	酢酸ペンチル
(172)	酢酸ニ-メトキシブチル
(173)	サフラワー油
(174)	サリチル酸メチル
(175)	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混 合物（酸化エチレンの濃度が三十重量 パーセント以下のものに限る。）
(176)	ニ-二-酸化ブチレン
(177)	酸化プロピレン
(178)	シアバター
(179)	四塩化炭素
(180)	シクロアルカン（炭素数が十以上のもの 及びその混合物に限る。）
(181)	シクロヘキサノール
(182)	シクロヘキサノール及びシクロヘキサ ノールの混合物

(296)	トリデカン酸	(269)	チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）
(295)	トリデカン	(270)	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
(294)	一・二・三トリクロロプロパン	(271)	チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液
(293)	トリフルオロエタン	(272)	テトラクロロエタン
(292)	一・一・二トリクロロ一・二・二トリクロロエチレン	(273)	テトラクロロエチレン
(291)	一・一・二トリクロロエタン	(274)	テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物
(290)	一・一・一トリクロロエタン	(275)	テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシルアルコールの混合物
(289)	一・一・二トリクロロエタン	(276)	テトラヒドロナフタレン
(288)	トリエチルアミン	(277)	テレフタル酸ジ一ニエチルヘキシルテレフタル酸ジブチル
(287)	トリアルキル酢酸グリシジル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。）	(278)	デカヒドロナフタレン
(286)	トール油ピッチ	(279)	デシルアルコール
(285)	トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）	(280)	とうもろこし油
(284)	トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）	(281)	桐油
(283)	トール油	(282)	トール油

(325)	ノナン酸	(297)	トリメチル酢酸
(324)	ネオデカン酸	(298)	オルトトルイジン
(323)	ネオデカン酸ニル	(299)	トルエン
(322)	二硫化炭素	(300)	トルエンジアミン
(321)	尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液	(301)	トルエンジイソシアナート
(320)	ニトロベンゼン	(302)	ドデカン
(319)	ニトロプロパン	(303)	ドデシルアルコール
(318)	二ニトロプロパン	(304)	ドデシルキシレン
(317)	オルトニトロフェノール	(305)	ドデシルベンゼン
(316)	パラニトロトルエン	(306)	ードドセン
(315)	オルトニトロトルエン	(307)	菜種油
(314)	混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）	(308)	菜種油脂肪酸メチルエステル
(313)	ニトロエタン及び一ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。）	(309)	ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）
(312)	ニトロエタン	(310)	ナフタレン（粗製のものに限る。）
(311)	ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液	(311)	ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液

(351)	アミン三酢酸三ナトリウム塩溶液	(326)	ノニルアルコール
(350)	パラフィンワックス（精製されたものであって、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）	(327)	ノニルフェノールポリエトキシレート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
(349)	生成物	(328)	ノネン
(348)	パラアルデヒド及びアンモニアの反応	(329)	ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が九のものを含むものに限る。）に限る。）
(347)	パーム油	(330)	ノルマルアルカン（炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(346)	パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。）	(331)	ノルマルブチルエーテル
(345)	パーム油脂肪酸メチルエステル	(332)	ノルマルプロパノールアミン
(344)	パーム油の分別物	(333)	ノルマルプロピルアルコール
(343)	パームステアリン	(334)	ノルマルヘキサノール
(342)	パーム核油	(335)	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のもの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）に限る。）
(341)	パーム核ステアリン	(336)	廃硫酸
(340)	パーム核油	(337)	発煙硫酸
(339)	パーム核ステアリン	(338)	バレアルデヒド
(338)	パームオレイン	(339)	パームオレイン
(337)	パーム核オレイン	(340)	パーム核オレイン
(336)	パーム核ステアリン	(341)	パーム核ステアリン
(335)	パーム核油	(342)	パーム核油
(334)	パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）	(343)	パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）
(333)	パームステアリン	(344)	パームステアリン
(332)	パーム油	(345)	パーム油
(331)	パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。）	(346)	パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。）
(330)	パーム油脂肪酸メチルエステル	(347)	パーム油脂肪酸メチルエステル
(329)	パーム油の分別物	(348)	パーム油の分別物
(328)	パラアルデヒド及びアンモニアの反応	(349)	生成物
(327)	パラフィンワックス（精製されたものであって、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）	(350)	パラフィンワックス（精製されたものであって、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）
(326)	アミン三酢酸三ナトリウム塩溶液	(351)	アミン三酢酸三ナトリウム塩溶液

(379)	ガンマブチロラクトン	(352)	ひまし油
(378)	ブチルアルデヒド	(353)	ひまわり油
(377)	ブチルアミン	(354)	ビス（二クロロイソプロピル）エーテル
(376)	フルフリルアルコール	(355)	ビス（二クロロエチル）エーテル
(375)	フルフラール	(356)	ビスフェノールFのジグリシジルエーテル
(374)	直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上もの及びその混合物に限る。）	(357)	テル
(373)	ふつ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。）	(358)	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）
(372)	フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル	(359)	ピリジン
(371)	フタル酸ジメチル	(360)	一フェニル一キシリルエタン
(370)	フタル酸ジヘプチル	(361)	フェノール
(369)	フタル酸ジヘキシル	(362)	フェノールのスルホン酸アルキルエステル
(368)	フタル酸ジニル	(363)	フタル酸ジウンデシル
(367)	フタル酸ジノニル	(364)	フタル酸ジエチル
(366)	フタル酸ジブチル	(365)	フタル酸ジオクタール
(365)	フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物	(366)	フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物
(364)	フタル酸ジブチル	(367)	フタル酸ジトリデシル
(363)	フタル酸ジヘキシル	(368)	フタル酸ジノニル
(362)	フタル酸ジウンデシル	(369)	フタル酸ジヘキシル
(361)	フェノール	(370)	フタル酸ジヘプチル
(360)	一フェニル一キシリルエタン	(371)	フタル酸ジメチル
(359)	ピリジン	(372)	フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル
(358)	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	(373)	ふつ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。）
(357)	テル	(374)	直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上もの及びその混合物に限る。）
(356)	ビスフェノールFのジグリシジルエーテル	(375)	フルフラール
(355)	ビス（二クロロエチル）エーテル	(376)	フルフリルアルコール
(354)	ビス（二クロロイソプロピル）エーテル	(377)	ブチルアミン
(353)	ひまわり油	(378)	ブチルアルデヒド
(352)	ひまし油	(379)	ガンマブチロラクトン

- (380) ぶどう油
- (381) 分解ガソリン（ベンゼンを含むものに
限る。）
- (382) プロピオニトリル
- (383) ベータプロピオラクトン
- (384) プロピオンアルデヒド
- (385) プロピオン酸
- (386) プロピオン酸エチル
- (387) プロピオン酸ノルマルブチル
- (388) プロピオン酸ノルマルペンチル
- (389) プロピルベンゼン
- (390) プロピレン三量体
- (391) ーヘキサデシルナフタレン及び一・
四ービス（ヘキサデシル）ナフタレンの
混合物
- (392) ヘキサメチレンイミン
- (393) ヘキサメチレンジアミン及びその溶液
- (394) ヘキサメチレンジイソシアナート
- (395) ヘキサン
- (396) 一・六ーヘキサンジオール（蒸留物に
限る。）
- (397) ヘキシルアルコール（メチルベンチル
アルコールを除く。）
- (398) ヘプチルアルコール
- (399) ベンジルアルコール
- (400) ベンゼン（濃度が十重量パーセント以
上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる
物質を含むものを除く。）
- (401) ベンゼントリカルボン酸トリオクチル
- (402) ペンタクロロエタン
- (403) 一・三ーペンタジエン
- (404) ペンタン
- (405) 飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの
及びその混合物に限る。）
- (406) ホスホン酸水素ジブチル
- (407) ホスホン酸水素ジメチル
- (408) ホルムアミド
- (409) ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五
重量パーセント以下のものに限る。）
- (410) ホワイトスピリット（芳香族系成分の
含有量が十五重量パーセント以上二十重
量パーセント以下のものに限る。）
- (411) ポリアクリル酸アルキル（アルキル基
の炭素数が十八から二十二までのもの及
びその混合物に限る。）のキシレン溶液
- (412) ポリアルキレングリコールモノアルキ
ルエーテルアセタート（アルキル基の炭
素数が一から六までのものであつて重合
度が二から八までのもの及びその混合物
に限る。）
- (413) ポリイソブチレン（重合度が四以上の
ものであつて分子量が二百二十四を超え
るもの及びその混合物を除く。）
- (414) ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪
族炭化水素を溶媒とする溶液
- (415) ポリイソブチレンアミンの脂肪酸炭化
水素（炭素数が十から十四までのもの及
びその混合物に限る。）を溶媒とする溶
液
- (416) ポリエーテル（分子量が千三百五十以
上のもの及びその混合物に限る。）
- (417) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチ
レンヘキサミンを除く。）
- (418) ポリエチレンポリアミン及び流動パラ
フィンの混合溶液（炭素数が五から二十
までの流動パラフィンの濃度が五十重量
パーセントを超えるものに限る。）
- (419) ポリオレフィン（分子量が三百以上の
もの及びその混合物に限る。）
- (420) ポリオレフィンアミドアルケンアミン
（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上
のもの及びその混合物に限る。）
- (421) ポリオレフィンアミドアルケンアミン
ほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が
二十八から二百五十までのもの及びその
混合物に限る。）
- (422) ポリオレフィンアミドアルケンアミン
ポリオール
- (423) ポリオレフィンアミノエステル塩（分
子量が二千以上のもの及びその混合物に
限る。）
- (424) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィ
ン基の炭素数が二十八から二百五十まで
のもの及びその混合物に限る。）
- (425) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物
質を溶媒とする溶液
- (426) ポリオレフィンエステル（ポリオレ
フィン基の炭素数が二十八から二百五十
までのもの及びその混合物に限る。）
- (427) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウ
ム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十
八から二百五十までのもの及びその混合
物に限る。）
- (428) ポリオレフィンフェノールアミン（ポ
リオレフィン基の炭素数が二十八から二
百五十までのもの及びその混合物に限
る。）
- (429) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イ
ミドのオキシスルフィドモリブデン錯体
- (430) ポリシロキサン
- (431) ポリ（ジアリルジメチルアンモニウム
クロライド）溶液
- (432) ポリブテニルこはく酸イミド
- (433) ポリブテン
- (434) ポリプロピレン（重合度が五以上のも
の及びその混合物に限る。）
- (435) ポリメチレンポリフェニルイソシア
ナート
- (436) ポリ硫酸第二鉄溶液
- (437) マンゴー核油
- (438) 無水フタル酸
- (439) 無水プロピオン酸
- (440) 無水ポリオレフィン
- (441) 無水マレイン酸
- (442) メタクリル酸
- (443) メタクリル酸エイコシル及びメタクリ
ル酸セチルの混合物
- (444) メタクリル酸エイコシル、メタクリル
酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタ
クリル酸ブチルの混合物
- (445) メタクリル酸エチル
- (446) メタクリル酸ドデシル
- (447) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル
酸オクタデシルの混合物
- (448) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル
酸ペンタデシルの混合物
- (449) メタクリル酸ノニル
- (450) メタクリル酸ポリアルキル（アルキル
基の炭素数が十から十八までのもの及び
その混合物に限る。）及びエチレンーブ
ロピレン共重合体の混合物
- (451) メタクリル酸ポリアルキル（アルキル
基の炭素数が十から二十までのもの及び
その混合物に限る。）
- (452) メタクリル酸メチル
- (453) メタクリル樹脂の一・二ージクロロエ
タン溶液
- (454) メタクリロニトリル
- (455) Nーメチルアニリン
- (456) メチルアミン溶液（濃度が四十二重量
パーセント以下のものに限る。）
- (457) メチルアルコール
- (458) 二ーメチルー六ーエチルアニリン
- (459) 二ーメチルー五ーエチルピリジン
- (460) メチルシクロヘキサン
- (461) メチルシクロペンタジエン二量体
- (462) メチルジエタノールアミン
- (463) アルファメチルスチレン
- (464) 三ー（メチルチオ）プロピオンアルデ
ヒド
- (465) Nーメチルー二ーピロリドン
- (466) メチルブチルケトン（メチルイソブチ
ルケトンを除く。）
- (467) メチルブテノール
- (468) 綿実油
- (469) モノオレイン酸ポリオキシエチレンソ
ルピタン（重合度が二十のものに限る。）
- (470) モルホリン

- (471) やし油
 - (472) やし油脂肪酸
 - (473) やし油脂肪酸メチルエステル
 - (474) ラード
 - (475) 酪酸
 - (476) 酪酸エチル
 - (477) 酪酸ブチル
 - (478) 酪酸メチル
 - (479) ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）
 - (480) 落花生油
 - (481) ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。）
 - (482) 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）
 - (483) 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
 - (484) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液
 - (485) 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）
 - (486) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）
 - (487) 硫酸
 - (488) 硫酸アルミニウム溶液
 - (489) 硫酸ジエチル
 - (490) 燐酸水素ジエチル
 - (491) 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。）
 - (492) 燐酸トリブチル
 - (493) レジン油（蒸留物に限る。）
 - (494) ロジン
- ロ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

三

- ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
- ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ（86）を除く。）
- ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二（第二十三号を除く。以下この表において同じ。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（前号イ（86）に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ（86）を除く。）
- ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるものZ類物質等
- イ Z類物質
- (1) アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液
- (2) アジポニトリル
- (3) アセト酢酸エチル
- (4) アセト酢酸メチル
- (5) アセトニトリル（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (6) アセトン
- (7) アミノエチルエタノールアミン
- (8) アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液
- (9) N-アミノエチルピペラジン
- (10) ニー（ニ-アミノエトキシ）エタノール
- (11) ニーアミノーニ-メチルーニ-プロパノール
- (12) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）

- (13) アルキルアリアルスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (14) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）
- (15) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）
- (16) アルキルフェニルプロポキシラート（アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。）
- (17) アルミノけい酸ナトリウム
- (18) 安息香酸ナトリウム
- (19) 硫黄
- (20) イソプロピルアルコール
- (21) エチルアルコール
- (22) エチルターシャリペンチルエーテル
- (23) ニーエチルブタンジニトリル及びニ-メチルグルタロニトリルの混合物（ニ-エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）
- (24) エチレングリコール
- (25) エチレングリコールモノフェニルエーテル
- (26) エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物
- (27) エトキシ化ポリエチレンイミン溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。）
- (28) 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）
- (29) 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。）

- (30) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液
- (31) 塩化コリン溶液
- (32) 塩化マグネシウム溶液
- (33) 塩酸
- (34) 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- (35) カプロラクタム及びその溶液
- (36) ギ酸イソブチル
- (37) ギ酸カリウム溶液
- (38) ギ酸の混合物（ギ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であつて、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。）
- (39) ギ酸メチル
- (40) くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (41) 掘削用ブライン（臭化カルシウムを含むものに限る。）
- (42) ニークロプロピオン酸
- (43) 三ークロプロピオン酸
- (44) グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- (45) グリシンナトリウム塩溶液
- (46) グリセリン
- (47) グリセリンエトキシラート及びグリセリンプロポキシラートの混合物
- (48) グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物
- (49) グリセリンプロポキシラート
- (50) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。）
- (51) 魚たんぱく質濃縮物（ギ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）
- (52) 酢酸

(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	
N・N-ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	ジプロピレングリコール	一・一-ジクロロエタン	ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液	ジエチレングリコールジブチルエーテル	ジエチレングリコールジエチルエーテル	ジエチレングリコール	ジエチルエーテル	ジイソプロパノールアミン	ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）	ニ・六-ジアミノヘキサン酸燐酸塩溶液	ジアセトンアルコール	硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	重量パーセント以下のものに限る。）	硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。）	酒類	シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	シクロヘキサノン	酸素含有脂肪族炭化水素	酸化メシチル	酸化チタン	酢酸メチル	及びグリニン（木材から生成するものに限る。）の混合物	酢酸ナトリウム溶液	酢酸エチル	酢酸イソプロピル

(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)
ビニルエチルエーテル	二-ヒドロキシ-四-（メチルチオ）酪酸	パラアルデヒド	ノルマルヘプタン酸	ノルマルプロピルアミン	尿素溶液	ラクト	ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液	トリメチロールプロパンプロポキシラクト	トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	トリプロピレングリコール	トリエタノールアミン	トリイソプロパノールアミン	トリアセチルグリセリン	テトラヒドロフラン	オリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）	テトラエチレングリコール	チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	炭酸プロピレン	炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）	炭酸ナトリウム溶液	炭酸エチレン	スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液	水酸化マグネシウム	二・二-ジメチルプロパノール-三-ジオール及びその溶液

(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	(115)	(114)	(113)	(112)	(111)	(110)	(109)	(108)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)
ポリエチレングリコールジメチルエーテル	ポリエチレングリコール	ポリイソブチレンの酸無水物付加物	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	ポリアクリル酸ナトリウム溶液（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）	ポリアクリル酸溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	ポリアクリル酸トリエチル	ペンチルアルコール	ヘキシレングリコール	一・六-ヘキサンジオール（蒸留物を除く。）	ヘキサメチレンテトラミン溶液	ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液（濃度が五十重量パーセントのものに限る。）	プロピレングリコールモノアルキルエーテル	プロピレングリコールメチルエーテルアセタート	プロモクロメタン	プロピレングリコールフェニルエーテル	ブチレングリコール	ブチレングリコール	ブチルアルコール

(145)	(144)	(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	(136)	(135)	(134)	(133)	(132)	(131)	(130)	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)	(123)	(122)
三-メトキシ-一-ブタノール	三-メチル-三-メトキシブタノール	メチルベンチルケトン	メチルペンチルアルコール	メチルプロピルケトン	二-メチル-一・三-プロパンジオール	メチルブチノール	四-メチルピリジン	三-メチルピリジン	二-メチルピリジン	メチルエチルケトン	N-メチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	メチルターシャリブチルエーテル	メチルピリジン	メチルイソブチルケトン	メタクリル酸ブチル	メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	無水酢酸	無水こはく酸アルケニル（アルケニル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。）	ポリリン酸アンモニウム溶液	酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）	ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水	ポリエチレングリコールメチルブチルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）

- (146) ラテックス（スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。）
- (147) リグニンスルホン酸アンモニウム溶液
- (148) リグニンスルホン酸カルシウム溶液
- (149) リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液
- (150) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液
- (151) L-リジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
- (152) 硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）
- (153) 硫化脂肪（炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (154) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
- (155) 硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (156) 硫酸アンモニウム溶液
- (157) 硫酸ナトリウム溶液
- (158) 燐酸
- (159) 燐酸水素アンモニウム溶液
- (160) 燐酸トリエチル
- ロ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
- ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
- ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ（86）を除く。、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物（別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。）及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（第一号イ（86）に

- 掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ（86）を除く。、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの
- 備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百分をいう。
- 別表第一の二（第一条の三関係）
- 一 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。）
 - 二 オレンジ果汁
 - 三 カオリン
 - 四 還元でん粉加水分解物
 - 五 グリセリンエトキシラート
 - 六 グルコース溶液
 - 七 植物性たんぱく質溶液（加水分解したものに限る。）
 - 八 石炭
 - 九 ソルビトール溶液
 - 十 炭酸カルシウム
 - 十一 炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）
 - 十二 糖みつ
 - 十三 トリエチレングリコール
 - 十四 二酸化けい素
 - 十五 粘土
 - 十六 プロピレングリコール
 - 十七 マルチトール溶液
 - 十八 水
 - 十九 りんご果汁
 - 二十 レシチン
 - 二十一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質
 - 二十二 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質
 - 二十三 前各号に掲げる物質のみから成る混合物

- 備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百分をいう。
- 別表第一の三（第一条の五関係）
- 一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC-11）
 - 二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC-12）
 - 三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC-113）
 - 四 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC-114）
 - 五 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC-115）
 - 六 ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロソ-112）
 - 七 ブロモトリフルオロメタン（別名ハロソ-113）
 - 八 ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロソ-114）
 - 九 クロロトリフルオロメタン（別名CFC-113）
 - 十 ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC-111）
 - 十一 テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC-112）
 - 十二 ヘプタクロロフルオロプロパン（別名CFC-114）
 - 十三 ヘキサクロロジフルオロプロパン（別名CFC-113）
 - 十四 ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名CFC-112）
 - 十五 テトラクロロテトラフルオロプロパン（別名CFC-113）
 - 十六 トリクロロペンタフルオロプロパン（別名CFC-115）
 - 十七 ジクロロヘキサフルオロプロパン（別名CFC-116）
 - 十八 クロロヘプタフルオロプロパン（別名CFC-117）
 - 十九 四塩化炭素
 - 二十 一・一・一トリクロロエタン
 - 二十一 ジクロロフルオロメタン（別名HCF C-111）
 - 二十二 クロロジフルオロメタン（別名HCF C-112）
 - 二十三 クロロフルオロメタン（別名HCF C-113）

- 二十四 テトラクロロフルオロエタン（別名HCF C-111）
- 二十五 トリクロロジフルオロエタン（別名HCF C-112）
- 二十六 ジクロロトリフルオロエタン（別名HCF C-113）
- 二十七 クロロテトラフルオロエタン（別名HCF C-114）
- 二十八 トリクロロフルオロエタン（別名HCF C-111）
- 二十九 ジクロロジフルオロエタン（別名HCF C-112）
- 三十 クロロトリフルオロエタン（別名HCF C-113）
- 三十一 ジクロロフルオロエタン（別名HCF C-114）
- 三十二 クロロジフルオロエタン（別名HCF C-111）
- 三十三 クロロフルオロエタン（別名HCF C-112）
- 三十四 ヘキサクロロフルオロプロパン（別名HCF C-111）
- 三十五 ペンタクロロジフルオロプロパン（別名HCF C-112）
- 三十六 テトラクロロトリフルオロプロパン（別名HCF C-113）
- 三十七 トリクロロテトラフルオロプロパン（別名HCF C-114）
- 三十八 ジクロロペンタフルオロプロパン（別名HCF C-115）
- 三十九 クロロヘキサフルオロプロパン（別名HCF C-116）
- 四十 ペンタクロロフルオロプロパン（別名HCF C-111）
- 四十一 テトラクロロジフルオロプロパン（別名HCF C-112）
- 四十二 トリクロロトリフルオロプロパン（別名HCF C-113）
- 四十三 ジクロロテトラフルオロプロパン（別名HCF C-114）
- 四十四 クロロペンタフルオロプロパン（別名HCF C-115）
- 四十五 テトラクロロフルオロプロパン（別名HCF C-111）
- 四十六 トリクロロジフルオロプロパン（別名HCF C-112）

<p>同表第三号イ 当該物質（国土交通省令・環境に掲げる乙省令で定める基準に適合するものに類する船舶等）の取卸しが完了した後、有る積みの液体（国土交通省令・環境省令で定めると貨物として）により用いて当該貨物船の底部に輸送される及び関連管内に残留する当該物質を除去すること。</p> <p>ロ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物船を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて当該貨物船を洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物船から除去すること。</p>	<p>別表第一の七（第一条の十二関係） 有害液体物質の区分 排出海域に排出方法に関する基準</p>	<p>一 別表第一の六各全ての国のイからハまでの事前処理の方法領海の基線に掲げる要件に関する基準の欄に適合する排出方法により事側十二海里排出方法により前処理が行われた貨物として排出すること。物船に残留する有害液体物質五メートルの航行中（引液体物質と当該貨物五メートルの航行中）は水バラストとして（南極海域つては対水速加えられた水との混及北極海域四ノット、合物である有害液体物質を除く。）をのを除く。）</p>	<p>ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める排出率（単位時間当たりの排出量を）</p>
---	---	--	---

<p>二 別表第一の六各全ての国の排出方法は、二の五に掲げる南極海域をいう。</p> <p>三 前二号に掲げる全ての海域排出方法は、有害液体物質を除去（南極海域限定しない。した貨物船に残留す及び北極海有害液体物質と当域を除く。）た水との混合物である有害液体物質</p>	<p>排出率 以下同 じ。以下 の排出す ること。</p>	<p>一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。</p> <p>別表第二（第三条関係） 南極海域及び北極海域以外における排出船舶及びふん尿等に関する基準</p>	<p>イ 海面に排出する基準</p> <p>ロ 海面下における排出方法に関する基準</p> <p>ハ 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。）の排出率</p>
--	---	--	--

<p>二号の表第一号から第五号までにおいて（旅客船）（旅客船）（旅客船）（旅客船）（旅客船）</p>	<p>排出率 を超過 る海域</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）から排出されるふん尿又は汚水である排出防止装置</p>	<p>ロ 当該船舶の航行中（対水速）から排出されるふん尿又は汚水である排出防止装置</p>
--	----------------------------	--	---

<p>置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>排出率 を超過 る海域</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水である排出防止装置</p>	<p>イ 粉砕すること。</p>
--	----------------------------	--	------------------

一 食物くず (次号上欄に掲設等周辺海域を除く。)のうち領海の技術上の基準 基線及び定着氷かに適合する粉 らその外側十二海 里以遠の海域	排出海域に関する排出方法に 関する基準	国土交通 省令で定める 加熱殺菌その 他の殺菌する ための措置を 講じて排出す ること。 ハ 当該船舶 の航行中に排 出すること。 ニ 氷上に排 出しないこと。 北極海域のうち全 ての国の領海の基 線、氷棚及び定着 氷からその外側十 二海里以遠の海域	排出方法により 粉砕式排 出すること。 ハ 氷上に排 出しないこと。 ニ 粉砕式排 出方法により 排出すること。 北極海域のうち全 ての国の領海の基 線、氷棚及び定着 氷からその外側十 二海里以遠の海域
--	------------------------	---	---

二 食物くず (鳥綱に属する 種の個体(そく)のうち領海の排出すること。 の個体の一部基 線及び定着氷か らその外側十二 海里以遠の海域 並びに排出す ること。 ハ 氷上に排 出しないこと。 ニ 粉砕式排 出方法により 排出すること。 北極海域のうち全 ての国の領海の 基線、氷棚及び定 着氷からその外 側十二海里以遠 の海域	洋施設に係るもの 他の殺菌する ための措置を 講じて排出す ること。	当該船舶の航 行中に排出す ること。 ハ 氷上に排 出しないこと。 ニ 粉砕式排 出方法により 排出すること。 北極海域のうち全 ての国の領海の 基線、氷棚及び定 着氷からその外 側十二海里以遠 の海域	当該船舶の航 行中に排出す ること。 ハ 氷上に排 出しないこと。 ニ 粉砕式排 出方法により 排出すること。 北極海域のうち全 ての国の領海の 基線、氷棚及び定 着氷からその外 側十二海里以遠 の海域
--	--	--	--

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。 二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。 三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。 四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。 五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。 六 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。 イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域 ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域 ハ 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡の海域 七 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。 八 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。 九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ	海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。 乙海域	当該船舶の航行中に排出すること。	備考
--	-------------------------------	------------------	----

一 第四条のバルティック海海域、イ 最小二 第一項第一 北海海域、ガルフ海 限 度 に と 号に掲げる廃 域、地中海海域及び拡大 だ めて 排 棄物のうち特 大カリブ海域のうち全 出 するこ 定船舶から排 での国の領海の基線か 出 されるもの	排出海域に関する基準	排出方法 に関する 基準	線並びに陸岸により囲まれた海域(海洋施設等 周辺海域を除く。)をいう。 十 この表において「乙海域」とは、全ての国の 領海の基線からその外側十二海里以遠の海域 (バルティック海海域、北海海域、南極海域、 ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北 極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をい う。 別表第三(第四条の二関係)
---	------------	--------------	--

四 第四条の全ての海域(特定沿岸排出方法に掲げる廃棄物)	出中に排出すること。
五 第四条のバルティック海海域、当該船舶に掲げる廃棄物、地中海海域及び北極海海域のうち全ること。	排出方法はない。
六 第四条の全ての海域(バルティック海海域、北海海域、地中海海域、ガルフに排出す廃棄物のうち貨物、地中海海域、北極海(前号上欄に域及び指定海域を除く。))	排出方法はない。
七 第四条の全ての海域(海洋施設排出方法に掲げる廃棄物を除く。)	排出方法はない。
八 第四条の全ての海域(指定海域排出方法に掲げる廃棄物(前号上欄に掲げるものを除く。))	排出方法は、限定しない。

一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないた

めに当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海、ガルフ海域、地中海海域、北極海海域又は北極海海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。

二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。

三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。

五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。

六 この表において「北大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する北大カリブ海域をいう。

七 この表において「南極海」とは、別表第一の五に掲げる南極海(海洋施設等周辺海域を除く)をいう。

八 この表において「北極海」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海をいう。

九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

十 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。

十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第四号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四(第九条の六関係)

一 食物く南極海海域のうち領海の基線(次号上線からその外側十二海里)より排出するものを除く。

二 食物く南極海海域のうち領海の基線(次号上線からその外側十二海里)より排出するものを除く。

一 この表において「南極海」とは、別表第一の五に掲げる南極海をいう。 <td>排出方法はない。</td>	排出方法はない。
二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定する甲海域をいう。 <td>排出方法は、限定しない。</td>	排出方法は、限定しない。
三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。 <td>排出方法は、限定しない。</td>	排出方法は、限定しない。

四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「北大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する北大カリブ海域をいう。

八 この表において「北極海」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海をいう。

九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第十号に規定する乙海域をいう。

別表第五(第十一条の七、第十一条の十関係)

一 北緯三十二度三十分西経百十七度六分十一秒の点、北緯三十二度三十二分四秒西経百十七度七分二十九秒の点、北緯三十二度三十一分三十九秒西経百十七度十四分二十秒の点、北緯三十二度三十三分三十三秒西経百十七度十五分五十秒の点、北緯三十二度三十四分二十一秒西経百十七度二十二分一秒の点、北緯三十二度三十五分二十三秒西経百十七度二十七分五十三秒の点、北緯三十二度三十七分三十八秒西経百十七度四十九分三十四秒の点、北緯三十一度七分五十九秒西経百十八度三十六分三十一秒の点、北緯三十一度三十三分三十三秒西経百二十度四十分二秒西経百二十四度二十七分十五秒の点、北緯三十四度三十一分二十八秒西経百二十五度十六分五十二秒の点、北緯三十五度十四分三十八秒西経百二十五度四十三分二十六秒十八分五十三秒の点、北緯三十六度十六分二十五秒西経百二十六度四十五分三十秒の

